

Newsletter Citizen's eyes vol.45

2025 年 6 月 1 日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-8701-6816 <https://civic-journalism.toyama-web.jp>

夏の参議院議員選挙を前に、選挙報道の改善を！

7月に参議院議員選挙がある。この間の選挙報道では十分な報道がされず、とりわけ兵庫県知事選挙において、虚偽情報が SNS で拡散し既存メディアが対応できなかったという反省から報道機関が従来の選挙報道を改めていく動きが出てきた。その一つが毎日新聞 5 月 30 日の新聞に「選挙報道 事実に基づき積極的に」という見出しで掲載した選挙報道に関する新指針だ。虚偽情報などのファクトチェック、記者が受ける誹謗中傷に対する対応策の明示等。有権者の選択の手掛かりになる多様な情報の報道を望みたい。(お)

「民の声」を 1 面トップに据え権力監視を

田尻 繁

1. 民の声を 1 面トップに据え

権力を監視する地方紙……東京新聞

マスメディアを批評する月刊誌「創」の 3 月号に東京新聞元編集長菅沼堅呉氏へのインタビュー「権力を監視する東京の地方紙・東京新聞がたどった道」が掲載された。

菅沼氏は東京新聞（中日新聞が首都圏で発行している地方紙）が 2011 年の東日本大震災を機に「新聞の 1 面についても 3. 11 後に作り方を大きく変えた」「新聞の主役は…政治家とか官僚とかの権力の側ではなくて、人々、民の側です。だから民の声を主語にした記事を 1 面トップに据えていった……東京の新聞だからこそ、権力が集中する場所であるからこそ、人々が本当は何を思っているかを 1 面トップに据える。…3. 11 以降、かなり意識的にやってきました。地元で起きていることを丁寧に伝えるという、地方紙として当たり前前の姿を見せることが、全国紙との差別化になる……」と。



創 2025 年 3 月号 P118 ~ 119

この「民の声を 1 面トップに据え権力を監視する」「地元で起きていることを丁寧に伝える」そして「全国紙と差別化する」という編集姿勢が、同じ系列である北陸中日新聞（中日新聞が石川県と富山県で発行している地方紙）にも波及しているのかを検証する。

2. 1 面トップを席卷した「民の声」

……北陸中日新聞（2025 年 1 月～2 月）

北陸中日新聞が能登半島地震と豪雨に関して今年 1

月 7 日から 2 月 12 日にかけて掲載された記事 23 本を集約し検証してみた。

(1) 民の声を 1 面トップ

……特集「ずっと能登と。復興を考える」

まず特集「ずっと能登と。復興を考える」第 1 部コミュニティのいま」が 1 月 7 日から 29 日まで 9 回にわたり 1 面トップに掲載された。

- 1 月 7 日 ①輪島・井面地区 住民次々離れ 2 世帯に
- 1 月 8 日 ②能登町・桐畑地区 大量の泥 一人あらがう
- 1 月 10 日 ③珠洲・仁江町 長期避難 帰還阻む豪雨
- 1 月 11 日 ④輪島・町野町金蔵地区 集う集落生き残り懸け
- 1 月 12 日 ⑤珠洲・真浦町 水や電気 自給の道模索
- 1 月 15 日 ⑥珠洲・狼煙地区 みんな家で 再び一つ
- 1 月 19 日 ⑦輪島・深見町 皆で避難 中心に移住者
- 1 月 23 日 ⑧かほく・大崎地区 団結の象徴 あってこそ
- 1 月 29 日 ⑨輪島 曾々木、重蔵神社 キリコ再び 地域を結ぶ

どの記事も被災現場に入り再建に向け苦闘する住民が直面する実態や気持ちににじみ出てくる連載である。まさに民の声が 1 面トップに据えられている。



北陸中日新聞 2025 年 1 月 8 日 (左)、

北陸中日新聞 2025 年 1 月 10 日 (右)

(2) 権力を監視

……特集「30年の教訓ー阪神から能登へ」

1月14日から16日までは特集「30年の教訓ー阪神から能登へ」が3回にわたり掲載された。阪神淡路大震災の教訓が能登で活かされたかを鋭く問うものだ。14日1面トップの「摘まれた民間の力」は石川県が主導した「官製ボランティア」を批判、15日社会面トップの「冷え 空腹 同じ光景」は30年前と同様に被災者が体育館の床で毛布にくるまる実態から避難所の自治体運営の限界を指摘、16日社会面トップの「救済勝ち取ったけど」は30年前に世論の盛り上がりから制定された被災者生活再建支援法が能登の被災者の切り捨てになっている現状を報告。権力を監視する特集である。

北陸中日新聞2025年1月16日(金)
北陸中日新聞2025年1月15日(金)



(3) 単独記事でも被災者の声を1面トップ

単独記事としては1月5日の1面に「6集落で集団移転検討ー津波 珠洲、能登 豪雨 輪島」、1月20日の1面に「能登、文化財400件被災 地震で9市町一部は復旧困難」、1月24日の1面トップに「『仮設1年で退去』なぜ 借家・公営住宅から入居の人だけ」、1月26日の1面トップに「小さく快適 和倉転換『減築』再建 個人客狙う 建築費高騰、人手も不足」。2月7日には「関連死10人認定298人」が1面に、2月12日には「奥能登 進む老老福祉ー若い介護職員退職・要介護者は増加」が1面トップに大きく掲載されている。

(4) 「民の声を1面トップに」を担った多くの記者

以上のように「民の声を1面トップに据え権力を監視する」「地元で起きていることを丁寧に伝える」そして「全国紙と差別化する」という編集姿勢は能登半島地震一年後、豪雨被害4ヶ月後の同紙の掲載記事に強く貫かれていた。

1月7日から2月12日までに18本の震災関連記事が1面に掲載されたが、すべて記者の署名入り記事であった。そして1月20日1面の「能登、文化財400件被災 地震で9市町一部は復旧困難」(各市町教育委員会からの聞き取り調査)と2月7日1面の「関連死10人認定298人」(珠洲市、七尾市、穴水町の発表)の2本をのぞく16本はすべて記者による現場での住民等からの取材記事である。この16本の記事を書いた記者の数は14人。ほとんどの記事は1人の記者の単独

取材で書かれている(3人取材が1本、2人取材が3本)。「民の声を1面トップに」の編集姿勢が14人という多数の記者によって担われていた。

同紙は金沢本社他に石川県内に3支局、3通信局、8通信部の計15の事務所を有する。こうした多くの事務所体制とその人的配置が「地元で起きていることを丁寧に伝える」という編集姿勢を支えているものと考えられる。ちなみに同紙は富山県内に2支局、3通信局、3通信部を有する。

3、「記念日報道」の観が強い「3.11報道」

……北陸中日新聞・朝日新聞

今年14年を経過した東日本大震災に関する報道、いわゆる「3.11報道」を地方紙の北陸中日新聞と全国紙の朝日新聞とで前項と同様の手法で検証してみた。

北陸中日新聞では3月9日から17日まで社説2本、中日春秋(1面コラム)1本、サンデー版(2ページ見開き)1本、特集記事15本(内1面トップ3本)の計19本が掲載された。記事の内容は原発事故関連の解説・現状分析・アンケート・専門家へのインタビューなどがほとんどであり、現場での今も苦しむ被災住民などからの直接取材の記事はわずか1本(福島県浪江町津島地区の三瓶春江さんの記事:片山夏子記者)のみであった。

朝日新聞では3月2日から14日まで社説2本はじめ1ページ全面で7回シリーズの課題別解説記事など計23本が掲載された。紙面を占めるボリュームは北陸中日新聞を上回る。しかし北陸中日新聞同様、現場での被災住民の声の聞き取りが非常に少なくわずか4本であった。

両紙の「3.11報道」に共通するのは事前に準備された特集企画が中心であり、被災住民の現状の声＝「民の声」が非常に少ない。表面的な報道に終始し新たな問題点や課題の検証が少ない「記念日報道」の観が強い。

NHKや週刊金曜日など他のメディアは甲状腺がんに苦しむ福島若者たちの苦闘や、首都圏の公営住宅からの退去を迫られる広域避難者の苦悩、災害援護資金の返済ができず訴訟に追い込まれる住民の実態を報道している。

新聞各紙には「民の声」をもっと掘り起こし1面トップに据えることを期待する。



4, 最後に

……北日本新聞は「民の声」を伝えているか

富山県の地方紙である北日本新聞は近年、特集「とやま再起動—人口減とともに」を継続して連載している。切実な課題が取り上げられ毎回注目して読んでい

る。4月3日から11日にかけて第13章「ひとり老後を支える」が掲載された。「老後難民」の現状がクローズ・アップされ、私自身も直面する切実な課題だ。同紙が「民の声」を伝えているのか、あるいは「為政者の声」を代弁するのかを今後とも検証していきたい。

「透析を止めた日」

甲田 克志

この一冊で透析の考え方は一変してしまうだろう。血液透析から腹膜透析へ、一挙に転換することもあり得る。それほど衝撃的な一冊だ。「透析を止めた日」(講談社刊)を読み終えて、そう思った。著者は堀川恵子。手練れのノンフィクション作家で数々の文学賞に輝く。広島テレビ放送がスタートだけに、映像を繰り出すリズム感で引き込んでいく。NHKのプロデューサーであった林新(はやし・あらた)に出会い、更に高みを目指せると転がり込むように上京する。その時、林は既に透析を受けていた。「俺でいいんだな」でふたりの生活が始まった。蛇足だが筆者は45年生まれの西、林は一回り下の西、堀川は更に一回り下の西年。同じ西ながら、堀川のひたむきさには脱帽するしかない。

ここは結論から述べたい。週3回、毎回4時間かける血液透析は患者に想像以上の負担を強いる。電気と水が止まった東日本大震災では、透析患者を自衛隊機で移送した。そんな綱渡りの上に、透析患者の末期はいつ止めるのかで迷い、止めた後の耐え難い苦痛にもだえ苦しむ。しかも緩和ケアはがん患者だけに限られ、透析患者には保険適用されない。更にいえば、腹膜透析という方法もあるが、なぜか普及を阻む空気がある。堀川は夫の壮絶な死を体験することで、この問題に切り込んでいく。

血液透析は静脈から血を抜き、ろ過して、動脈へ戻すサイクル。4時間でフルマラソンの負荷がかかるという。腹膜透析は臓器を包み込んでいる腹膜から、水分や老廃物を取り出す。治療効果は血液透析より落ちるが身体への負担は小さく、患者のQOLを保つ。在宅でも可能で、海外出張の多い患者は機内で腹膜透析をする。

日本には34万人の透析患者がいて、腹膜透析はたったの2.9%。香港は6.9%と腹膜が圧倒的だ。原因は日本の血液透析収容能力は48万人と、慢性透析患者数34万人を大きく上回り供給過剰なこと。まずベッドを埋めようとなる。血液透析の一人当たり年間医療費は約500万円で、医療機関は過剰な設備投資に走った。透析患者の高齢化が進む中で、そんな医療機関の事情を優先するわけにはいかない。腹膜透析への転換と緩和ケアの保険適用が待ったなしだ。

富山・黒部市民病院の吉本敬一医師にも堀川は取材している。終末の苦しみが見えているのに、いつまで透析をまわし続けるのかという問題意識に共感していて、富山の医療レベルも捨てたものではない。

林は母親の腎臓を移植され、束の間の通常生活に戻れたが、ほどなく透析が再び必要になった。NHKでの最後の仕事になったのが「日本人と象徴天皇」。堀川は末期の林がベッドから発するか細い声を聞き取り、書き留めていった。ふたりは力の限りを尽くし切った。17年7月24日、林は最期まで苦痛に顔をゆがめながら、堀川に抱きしめられて逝った。享年60歳。

ところで、この1冊を手にして医療ジャーナリズムの可能性を感じた。「悩む力」「手話を生きる」を著したTBSの斉藤道雄もそうだが、医療者の表現能力を超えて訴え、問題の解決策を提示している。もっといろんな分野で発信があっていい。



《コラム》 沖縄のいま (36)

再度、沖縄戦の学びを ～「新たな戦前」と歴史修正主義に抗するため～

小原 悦子

西田昌司氏はなにを謝罪したのか

憲法記念日の沖縄での西田昌司自民党参議院議員の発言に対し、全国のメディアから発言を糺す報道が続いた。5月9日の発言一部撤回報道では、朝日新聞も北陸中日新聞も西田氏が頭を下げた写真を掲載した。写真の印象は強い。タイトルや記事本文を読めば、西田氏が謝罪したのはひめゆりの塔をめぐる発言が不適切だった(「TPOが一番の反省点」と、その部分だけ撤回したにすぎないことが分かる。しかし、記事本文を読まない人は、西田氏が「謝罪・発言撤回」と勘違いしないだろうか。西田氏は戦後沖縄の教育やメディアの報道についての発言は、撤回していない。7日、国会内で「私の意図とは無関係に切り取られ、誤解を生んだ。そこは非常に遺憾に思う」とあたかも報道が問題であるかのように語った。「歴史の書き換え」はどちらなのか。

また、西田氏の発言に同調する参政党の神谷宗幣代表の発言へと広がりを見せている。国会議員や政治家の度重なる誤った沖縄戦認識に危機感を抱く。

いつ、どこでの発言だったのか

西田氏の問題発言がなされたのは、5月3日、那覇市の県男女共同参画センター「ていえる」で開かれた「憲法シンポジウム」においてである。主催は県神社庁と「神道政治連盟」、「日本会議」、共催は自民党沖縄県連。西田氏と国場幸之助自民党衆議院議員が講演した。

琉球新報は、複数の報道機関が取材として会場に入り、同紙の記者は名刺を渡して会場入りし、現場で写真撮影のほか、登壇者の講演をICレコーダーで録音した、と記している。シンポジウムと併せて、故・安倍晋三元首相の「顕彰祭」が催された。紙面には、舞台正面「憲法シンポジウム」の横断幕の下に日の丸、その横に故安倍晋三氏の映像、神道式祭壇が設けられ、祭壇に向かって神職が拝礼し、後方で西田氏らも拝礼している写真。当初は安倍昭恵氏を講師として依頼したが、日程が合わず、西田氏になったという。



西田氏のひめゆり発言の撤回を報じる琉球新報(2025.5.10)

発言の意図は

沖縄戦に関する歴史修正事件は度々起きている。「集団自決」が問題になった1980年代から90年代にかけての家永教科書裁判第3次訴訟。「集団自決」を「崇高な犠牲的精神の発露」として教科書に記述せよと文部省が求めた。「殉国美談」の強要であった。2005年、座間味島・渡嘉敷島の元戦隊長らが「住民に自決を命じていない」として、『沖縄ノート』の著者大江健三郎氏と岩波書店を名誉棄損で訴えた。その裁判が進行中の2007年には、教科書検定によって、高校の歴史教科書から「集団自決」に日本軍の関与があったとする記述が削除された。裁判中であることを理由としたが、同裁判で大江氏と岩波書店の勝訴が確定してからも、日本軍の関与の記述は全面的には復活していない。

西田氏らの発言も、これまで繰り返されてきた沖縄戦の歪曲も、沖縄戦における住民の犠牲を「自ら国に殉じ、立派に散華した」と「殉国美談」に書き

換えたい者たちの意図がある。

これに抗して、市民からもメディアからも識者からも「体験者の証言と沖縄戦研究に基づく平和への希求を愚弄するものだ」と反論が広がっている。県議会も抗議声明を出した。沖縄教祖と県教組、県マスコミ労働組合協議会も抗議声明を発した。県マスコミ労組は県内2紙の報道を「切り取り」と批判したことに対して強く抗議している。

戦争は軍隊だけでは遂行できない。いま、「対中戦略」の下、最前線とされる予定の沖縄で、県民が自衛隊と共にあって、戦争に加担しなければ、成り立たない。再度の「軍官民共生共死」の強制だ。そのためには、沖縄戦の教訓「軍隊は住民を守らない」は邪魔になる。

80 年前のきょう

これを書いている5月25日、80年前のこの日、首里城下の留魂壕で発行していた「沖縄新報」がついに発行を停止した。「沖縄新報」は1940年12月から「一県一紙」の政策の下、県下唯一の新聞として発行していたが、その内容は政府や軍部の代弁機関と化していた。戦火の中で発行された「沖縄新報」は師範鉄血勤

皇隊「千早隊」の学徒らによって各壕へ配られていた。しかし、32軍司令部が5月22日、南部への撤退を決めたことによって、事実上解散となり、米軍の掃討作戦が迫る南部への泥沼の道をたどる。

戦後、新聞が軍国主義の先導役を果たした事実を反省し、「再び戦（いくさ）のためにペンを執らない」と心に命じて今日がある。

必要なのは沖縄戦の学び

「西田事件」の功罪とも言うべきか、ここに来て、仲宗根政善『ひめゆりの塔をめぐる人々の手記』（角川ソフィア文庫）を手にした。ひめゆりの塔とひめゆり平和資料館が建っている第3外科壕に6月19日、米軍のガス弾が投下された。第3外科壕で辛くも生きのびた学徒は5人。その中の一人が手記に記している。「…南風原陸軍病院壕にいたときから、満州から戦いに疲れて転進し、人間性をすっかり失い、獣欲にうえた兵隊のみにくい姿を嫌というほど見せつけられた。看護のつらさや、砲弾よりもくされきった兵隊の方がもっと怖かった…。多くの沖縄の人々が「アメリカよりも友軍が怖かった」と語っている。

報道を抑圧するスラップ訴訟

OurPlanet - TVの提訴会見報道を訴えた名誉毀損訴訟

大島 俊夫

5月24日、シンポジウム「OurPlanet - TVと開沼博氏との訴訟で何が問われているのか～メディアの独立を揺るがすスラップ訴訟」が開かれ、動画配信された。主催はOurPlanet - TV（以下アワプラ）、共催は日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）。

アワプラと開沼氏との訴訟の経緯

大まかな訴訟の経緯は以下の通りだ。

・福島原発問題や復興問題に関心を持つ大学生のT氏が、大学教員開沼氏から誘いを受け2018年10月に開かれた日本・ベラルーシ友好訪問団2018報告会に参加しその様子を写真や動画で撮影したところ、翌日以降、開沼氏からそれらの撮影が「盗撮である」とし、開沼氏から謝罪や写真データの消去を求められた。また、開沼氏は当学生の出身高校や、在学している大学に連絡し問題を起こしたので対応を求めた。

そこで当大学生は翌年2019年3月に、「恫喝されたことを理由に」開沼氏を相手に損害賠償を提訴した（前訴）。アワプラはその提訴会見の動画を含めて、報道を行った。（2019年3月8日「K大学学生が開沼博氏を提訴～名誉毀損で」／アワプラの記事）。

・2021年8月10日（前訴）一審判決原告（学生）敗訴、2022年2月16日控訴審原告（学生）敗訴、同年3月16日判決確定

・2022年3月開沼氏がアワプラに内容証明を送付。記事削除と500万円を請求。

・同年8月31日開沼氏が前訴原告（学生）と代理人弁護士に対し、提訴記者会見での言動による名誉毀損による損害賠償請求訴訟、アワプラに対し提訴記者会見の報道による名誉毀損、損害賠償請求訴訟を提訴（本件訴訟）。500万円請求。その後現在まで11回の口頭弁論を行い、6月6日判決を迎える。

注：OurPlanet - TV（アワプラ）とは、マスメディアが見落としがちなテーマを中心に、独自取材した動画やWEB記事を配信している2001年に活動を開始した非営利のインターネット・メディアの一つ。

本件訴訟／アワプラが被告になった裁判

記者会見が訴えられていること。
記者会見した人、記者会見を報道した報道機関までもが訴えられている点がこの裁判の特色だ。シンポでは提訴会見報道について、何が重要で、何が問題なのかについての詳しい報告があった。

提訴報道の公共的価値についての指摘は重要だ。そもそも裁判は個別の紛争解決だけが目的か、判決が絶対的真実か、敗訴した当事者の主張には公共的価値がないのか。提訴記者会見においては訴訟当事者の一方的主張であるとはいえ、声を上げる力が弱い人が裁判という形で社会の注目を集め、関係している問題について発信することに一定の価値がある。



2022/10/06 - 15:12

開沼博氏がOurPlanet-TVを提訴～名誉毀損で

社会学者の開沼博東京大学大学院情報学環准教授が、OurPlanet-TVの記事によって精神的な...

ニュース 原発事故 / メディア・コミュニケーション

提訴記者会見の問題

一方で、提訴記者会見の問題点についての報告があったが、とりわけ報道する側にとっては、それらはあらかじめ理解しておくべき重要な事項と感じた。大変整理されているので、報告資料から抜粋した。

1、提訴会見は、憲法 32 条裁判を受ける権利に含まれない。裁判の中の評価を貶める提訴は免責されるが、提訴会見は一般の表現行為として公共の福祉による規制を受ける→評価を貶める会見は規制される。免責されない。

2、提訴会見で一般に語られること。

ア、提訴した事実の報告と提訴事実の内容説明 イ、提出証拠の開示・説明

ウ、背景事情の説明 エ、被告の非難

提訴会見は、提訴されたという不名誉、提訴されたという知られたくない事実の公開として、名誉・プライバシー（他者の人格権）を侵害する。提訴会見で侵害を受けたと提訴してくる事例が近年増えてきたという。

3、名誉毀損の提訴会見が許される条件（名誉の侵害が違法でなくなる要件）

①訴訟のテーマに公共性、会見がもたら公益目的、会見内容に真実（相当）性、表現の妥当性が必要

②公共性、公益目的の立証

③会見内容（の報道）が、ア、「A が B を被告として、C という事実について提訴した」という提訴事実の説明にとどまるときは、真実性の問題はない。イ、「提訴した B という事実の補足説明の限度を超え、真実性を強調するために証拠や背景事情を説明した」ときは、C という事実の真実性の立証が必要になる。

アワプラの報道は、イでないかと考えているのでないか。

4、プライバシー侵害の提訴会見が許される条件（プライバシー侵害が違法でなくなる要件）

①知られたくない事柄を秘匿する私益と、これを公にすることの公益の比較衡量し、後者が前者に優越する場合。

②等価的比較衡量による具体的・個別的判断…憲法 21 条表現の自由と 13 条幸福追求権は等価で、個別具体的に検討。

5、報道機関の責務とリスク

親亀論…名誉毀損・プライバシー侵害の提訴会見報道は即アウトか。

報道側のチェック責任／名誉侵害の回復～公共性チェック、真実性チェック

／プライバシー侵害の回避～ 発表事実のプライバシー侵害性チェック（諸事実の等価比較考量）

提訴会見記事のフォーム 「反論の可能性ある一方当事者の主張」の明記

真実性チェックの方法 開示された証拠の客観性、会見者（当事者・弁護士）の発言内容の信頼性

6、提訴会見報道の領域、限界

(1)濃密報道 提訴されたという事実と提訴内容の紹介を超えた①証拠。②背景事実、③被告非難をどこまで報道するか、できるか。

(2)濃密報道のリスク 「報道を超えた応援」と誤解→報道の公益目的性に疑念

「報道を超えた自己認識の提示」と誤解→起訴事実の真実性の立証

以上、当シンポで報告された提訴会見報道を考える上で参考になるところを書き留めた。その他、当シンポでは、第二次アベ政権以降、記者や報道機関へのスラップ訴訟等の攻撃が増えてきた状況報告もあった。

昨年の 11 月から 12 月にかけて、神奈川新聞紙面の横浜市政をめぐる記事に、横浜市から 4 度にわたって抗議文が送られてきたという報告には驚いた。記事の差し替えを求める「報道介入」と今年 2 月に新聞労連が抗議声明を出して以降は、横浜市の動きが収まっているようだ。富山でも 22 年 9 月発行のニュースレター 25 で、県内放送局に統一教会報道をめぐる現知事から偏った報道と言いがかりを受けた問題を論じた。

報道の危機が叫ばれて久しい。危機はますます深まっているのかもしれない。報道、ジャーナリズムの原則に立ち返って日々の報道を粘り強く続けてほしい。多くの市民が期待している。